

## 議案第 84 号

損害賠償の額を定め、和解することについて

次のとおり損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、議会の議決を求める。

令和3年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

1 相手方 八尾市若林町一丁目 76 番 2 号  
三起商行株式会社

2 事件名 大阪地方裁判所令和3年（ワ）第2442号  
損害賠償請求事件

#### 3 事件の概要

令和2年度において、伊賀市固定資産税等過誤納金に係る返還金支払要綱による過誤納金の返還を行う際に、税額を確定する書類が存在しないことから返還しなかった平成13年度及び平成14年度の固定資産税過誤納金について、国家賠償法に基づき損害賠償を請求する訴えが提起されていたものである。

#### 4 損害賠償の額その他和解条項

(1) 伊賀市は、相手方に対し、解決金として、266万9,914円及びうち133万4,957円に対する平成13年12月25日から、うち133万4,957円に対する平成14年12月25日から各支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

(2) 伊賀市は、相手方に対し、前項の金員を、令和3年10月29日限り、相手方指定の

口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、伊賀市の負担とする。

- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方及び伊賀市は、相手方と伊賀市の間には、別紙物件目録記載の家屋に係る、令和2年度分以前の固定資産税に関する紛争については、この和解条項で定めるもののほかに何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(別紙)

物 件 目 録

1 所 在 伊賀市治田字道幸田 3760 番地  
伊賀市治田字向黒田 3848 番地 1  
家屋番号 3760 番  
種 類 倉庫・事務所  
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建  
床面積 1階 14,429.64 m<sup>2</sup>  
2階 937.20 m<sup>2</sup>

2 所 在 伊賀市治田字向黒田 3900 番地  
家屋番号 3900 番  
種 類 室内練習場・寄宿舍  
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建  
床面積 1階 1,308.09 m<sup>2</sup>  
2階 341.31 m<sup>2</sup>

附属建物

符 号 1  
種 類 ダックアウト  
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建  
床面積 60.00 m<sup>2</sup>  
符 号 2  
種 類 ダックアウト・倉庫  
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建  
床面積 90.00 m<sup>2</sup>

以 上